官報告示

官庁事項

都市再生基本方針の一部変更について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第14条第６項において準用する同条第１項の規定に基づき、都市再生基本方針（平成14年７月19日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第一の１（都市再生の意義）中「教訓を」の次に「いかし」を加え、「にいかしていく」を「の実現と併せて都市の防災に関する機能を確保する」に改める。

第一の２（国全体の成長を牽引する大都市）中「24時間化」の次に「、主要港湾の機能強化」を、「大都市と海外の都市との」の次に「ヒト・モノの」を、「その他の都市と海外の都市との」の次に「ヒト・モノの」を加える。

第二の２（災害に強いまちづくりの推進）中「機能充実等を進めることが重要である。」の次に次のように加える。

また、都市開発事業等を通じた都市再生の推進により、耐震性能や耐火性能の向上など災害に強いまちづくりが進められてきた一方、東日本大震災の発生時において首都圏のターミナル駅周辺等に大量の帰宅困難者が発生したことなどにより、大規模災害が発生した場合に都市機能が集積した地域で滞在者等の安全を確保する必要性に対する意識が高まっていることを踏まえ、都市再生の推進に際し、併せて滞在者等の安全の確保に係る都市の防災に関する機能の充実を図っていくことが重要である。

第二の３（国際競争力の強化のための環境整備）中「図る。」の次に次のように加える。

・　大都市における主要な港湾のうち、我が国の産業の競争力を支える観点から特に京浜港及び阪神港は、欧米向けの基幹航路の維持等を図ることが必要である。このため、「選択と集中」の考え方の下、国と地方公共団体の政策の整合の確保を図りつつ、これらの港湾への政策資源の集中を進めるとともに、効率性を阻害し必要性の低い港湾利用に関連した規制・制度改革等を推進し、コストの低減やサービスの向上等を通じて、これらの港湾に国内外の貨物が集約される環境を整備していくことが重要である。この際、港湾の競争力は、港湾自体の機能や経営効率化等だけでなく、当該港湾に関連する内航、鉄道、道路、産業等様々な外部要因が大きく影響を与えることを踏まえ、港湾の国際競争力の強化に向けた取組は、関係府省の連携の下、総合的な施策の推進を図ることが重要である。

第二の３（災害に強いまちづくりの推進）中「街区に」を「地域に」に、「街区全体」を「地域全体」に改め、「見据えた」の次に「、避難者・帰宅困難者対策を含む」を加え、「また、東日本大震災において大量の帰宅困難者を発生させたことを踏まえ、その経験をいかし、より混乱を最小限に抑制させるための対策を講じることが重要である。」を削る。

第三の２中「、指定を行う。」の次に「また、都市再生と併せて滞在者等の安全を確保するための対策を講じる必要性が高い地域について、必要に応じて、都市再生緊急整備地域の指定を行う。」を、「も踏まえ、」の次に「都市開発事業、防災対策等に係る」を加える。

第三の３中「必要に応じ、」の次に「国、地方公共団体等に加えて、地域の関係者により構成される」を加える。

第三の４中「都市再生緊急整備地域の整備に当たって、」の前に見出しとして「（都市再生の推進に当たっての配慮等）」を付し、「図るよう配慮する。」の次に「その際、国、地方公共団体等に加え、都市開発事業を施行する民間事業者や公共公益施設の整備等を行う者等により構成される都市再生緊急整備協議会を必要に応じて組織し、都市の国際競争力の強化に資する都市開発事業や公共公益施設の整備等を盛り込んだ整備計画を作成し、計画に基づく事業の着実な実施を推進する。」を加える。

第三の４の次に次のように加える。

（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）

都市再生緊急整備地域の整備を進めるに当たっては、必要に応じ、都市再生安全確保計画（以下この節において「計画」という。）の作成及び計画に基づく事業等の実施を推進するとともに、計画に基づく事業等の実施やその効果の検証を進める中で、滞在者等の安全が最大限に確保される計画に向けた不断の見直しや運用の改善等に努める。こうした取組を進めるに当たり、以下の点に留意することとする。

・　特定都市再生緊急整備地域など、人口・機能等が特に集中し、都市の国際競争力の強化を図るべきターミナル駅周辺の地域においては、計画の作成及び当該計画に基づく事業等の実施を重点的に推進すること
・　都市再生緊急整備地域全域にわたる計画の作成が困難な場合でも、人口・機能等が集中し、大規模災害が発生した場合に大きな混乱が発生するリスクが高いエリア、関係者の防災意識が高く計画の作成及び当該計画の実施にコンセンサスが得られやすいエリア等計画作成が迅速に行われることが見込まれるエリアから順次、計画を作成すること
・　計画には、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備等や建築物の耐震改修等のハード対策及び情報共有・提供、地域における防災に関する訓練の実施、医療サービスの確保等のソフト対策等幅広い対策が盛り込まれることが想定されるが、当初の計画に想定される全ての対策を盛り込むことが困難な場合には、地域の実情に応じて、対応可能な対策から順次、計画に盛り込むこと
・　実効性のある計画の作成及び当該計画に基づく事業等の着実な実施を推進するため、都市再生緊急整備協議会を組織するに当たっては、国、関係地方公共団体（消防部局を含む。）等に加えて、都道府県公安委員会を始め、既存の建築物の所有者やテナント、鉄道事業者、情報通信事業者、医療機関等の滞在者等の安全の確保に必要な関係者を構成員とすること
・　人口・機能の集積状況等の基礎データの収集・分析等を通じて、地域が抱える災害に対するリスクや地域資源を多角的に評価するとともに、対策の優先順位や費用対効果等を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標の設定と効果的な対策を講じること
・　地域の総力を挙げた取組の一層の促進を図るため、計画の作成及び当該計画に基づく事業等の実施に当たっては、民間の資金やノウハウ等を積極的に活用すること
・　関係者間の意識共有を図るとともに役割分担等を明確化するため、計画の意義・目標及び実施体制、計画に盛り込まれる対策やその実施主体・実施期間をできる限り具体的なものとすること
・　高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等、災害時要援護者に配慮した計画内容とするとともに、計画に基づく地域における防災に関する訓練の実施に当たっては、災害時要援護者の支援に関連する団体等にも参加を促すこと
・　大規模災害が発生した場合に計画が円滑に実施されるよう、ハード面の対策のみに頼ることなく、平常時での地域における防災に関する訓練の実施やまちづくり活動等を通じて、地域の関係者が継続的に計画の実施に取り組む体制を構築すること
・　地域における防災に関する訓練から得られる成果や地域の状況の変化等に応じて、計画内容に関する検証を進め、その検証結果を計画の充実にいかしていくこと
・　円滑な計画の作成・実施を推進するため、国が作成する計画作成のための手引き等を活用するとともに、関係者への普及・周知を図ること

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年九月十八日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏名　船越　亮一
　生年月日　昭和三十八年九月十九日
　旅券申請上の住所　神奈川県横浜市都筑区牛久保西
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TG五二七五九七
　発行年月日　二〇〇四年九月九日
　旅券名義人　船越　亮一